

令和 7 年第 10 回守山市農業委員会総会議事録

第 10 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 7 年 10 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員指名

(3) 提出議案

議第 39 号～議第 42 号

議第 39 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

議第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

議第 41 号 農地の買受適格証明申請の証明ならびに本
件に関する農地法第 3 条第 1 項の規定によ
る許可をすることについて

議第 42 号 賃借料情報の提供をすることについて

報告第 44 号～報告第 48 号

報告第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 45 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 46 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 47 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の該当事案の報告について

報告第 48 号 農地変更届出について

2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	9 岡本 良一
10 高橋 謙二	11 服部 重信	12 辰市 祐洋
13 西 直幸	14 大崎 恭義	16 千代 博
17 今井 誠二	18 西出 登志和	19 寺田 安喜雄
20 西村 明弘	21 宇野 正	22 中島 耕治
23 西村 正秋	24 西村 潔	25 山本 麻紀代

26 秋山 新治

3 欠席委員

15 番 九重 智子 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 事務局長 武田 雅義

局 員 参事 寺田 篤司

局 員 専門員 柿本 勝幸

局 員 指導員 岡田 裕次

○事務局長

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 7 年第 10 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 7 年第 10 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件3件、その他案件1件、報告案件5件の合計9件でございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続いて、現地確認者は各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

7番 大島 常弘 委員

8番 村瀬 伸一郎 委員

を指名いたします。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

それでは議題に入ります。議第39号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第39号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 39 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書 1 ページ、位置図は PDF の 36 分の 2 ページからとなります。

これは、農地のまでの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、5 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 3/36)

土地の所在地は、○○町 ○○○○ ○○○○番○ 126 平方メートルの田、および○○○○番○ 7.44 平方メートルの田、2 筆合計で 133.44 平方メートルです。

譲渡人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、15.9 アール、通作距離は、0.3 キロメートルです。

2番の案件です。(位置図 4/36)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○○番 1,000 平方メートルの畠です。

譲渡人は、○○町○○○○番地の○ ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、○○町○○○番地○ 株式会社○○○ ○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、451.9 アール、通作距離は、1.3 キロメートルです。

3番の案件です。(位置図 5/36)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○番 1,133 平方メートルの田です。

譲渡人は、○○町○○○○番地の○ ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、京都市○○区○○○○○○町○○番地 ○ ○○ ○○さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、80.6 アール、通作距離については、実際の生活の本拠地として、草津市○○町で生活をしておられるとのことですので、11 キロメートルとなっております。

4番の案件です。(位置図 6/36)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,157 平方メートルの田です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、京都市〇〇区の〇〇 〇〇さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の経営面積および通作距離については、3番の案件と同様です。

5番の案件です。(位置図 7/36)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,200 平方メートルの畠です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、709.8 アール、通作距離は、0.2 キロメートルです。

以上の案件につきましては、

農地法第3条第2項第1号から第6号までの各要件に該当または抵触しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第39号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番の案件を●●●委員にお願いします。

○●番 ●●●委員

事務局より説明のありました、1番の案件ですが特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、2番と5番の案件を●●●●●委員にお願いします。

○●番 ●●●委員

事務局より説明のありました、2番と5番については特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

続いて、3番と4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、3番と4番については○○○○の○○○○のある南側で、5月に他の案件とあわせて現地確認をしておりましたが、この2件については○○○○○○が耕作しており、収穫後に解約手続をして欲しいとのことで、今回申請があったもので特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第40号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第40号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第40号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は3ページ、位置図は8ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は9件でございます。

1番 2番の案件です。(位置図 9~10/36)

1番と2番については、申請場所や申請人、目的まで同一の案件で、許可をする期間のみが異なるものであるため、まとめて説明をいたします。

申請地は、○○町 ○○ ○○○○番 1,470 平方メートルのうち 112 平方メートルの畠で、現況は宅地です。譲渡人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。譲受人は、野洲市○○ ○○○○-○○ ○○ ○○さん ○○歳 です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は賃貸借。転用の事由は農業用施設、具体的には仮設の倉庫と○○○です。譲受人である○○さんは、平成 28 年に当該地を利用権設定により借受けて○○栽培を開始するのと同時に、土地の一部に農業用施設を建てて、今日まで農業を行ってこられました。

農業用施設の転用の許可については、当該地は農用地区域内農地（青地）であるため、3 年間の一時転用の許可を受け、令和 4 年 8 月 8 日までは許可があるものの、以降の再許可の申請を失念されていたものです。1 番の案件が、許可が切れている令和 4 年 8 月から令和 7 年 8 月の申請、2 番が令和 7 年 8 月から令和 10 年 8 月までの申請となり

ます。ご本人の計画では、あと5年間は申請地で耕作をされ、賃借期間が終了した際には仮設の施設を撤去し、農地に復元されることを賃貸借契約書等で確認をしております。

立地基準の判断については、農用地区域内の農地ではありますか、3年以内の一時転用で位置が限定されていることから、例外的に許可ができます。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。（位置図 11～14/36）

申請地は、○○町 ○○○ ○○○○番○ 81 平方メートルの畠 現況は雑種地 同じく○○○○番○ 107 平方メートルの畠 現況は雑種地 同じく○○○○番○ 161 平方メートルの畠 現況は雑種地です。この3筆の譲渡人は、 東京都○区○○○○ ○丁目○○番○号 ○○○○○ ○○-○○○号 ○○ ○○さん ○○歳。および○○○○番 1,200 平方メートルのうち 164.34 平方メートルの畠 現況は雑種地です。譲渡人は、岡山県岡山市○○○○ ○丁目○番○○-○号 ○○ ○○さん ○○歳。

および〇〇〇〇番 1,000 平方メートルのうち 123.69 平方メートルの畠 現況は雑種地です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。以上 5 筆合計 637.03 平方メートルです。譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買および賃貸借です。転用の事由は農業用施設用地、具体的には倉庫、作業場、保冷施設、駐車場です。

譲受人は、平成 30 年に国の六次産業化総合計画の認定を受け、農業用施設を申請地とその周辺に設置をされましたが、都市計画法や農振法、農地法上の手続きを失念されていたことから、段階的に是正の手続きをされてこられました。第 1 段階では令和 5 年 5 月に〇〇〇の許可、第 2 段階では令和 6 年 3 月に駐車場の許可が済んでおり、今回が第 3 段階となります。この後は、第 4 段階として駐車場の未許可部分のは正が終われば、〇〇〇〇〇〇〇さんの違反転用のは正は完了する予定です。

なお、備考欄に記載のとおり、申請地は令和 6 年 11 月 6 日付で農業用施設用地へ用途の軽微変更済みです。

立地基準の判断については、農用地区域内の農地ではあります
が、守山市の農用地利用計画で指定された用途であ
ることから、例外的に許可ができます。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。(位置図 15~16/36)

譲渡人が、土地を取得した時期および原因是記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分譲住宅3区画です。

備考欄に記載のとおり、申請地は〇〇町地区地区計画区域内であり、分譲宅地の開発が可能な場所となります。また開発許可に該当します。

立地基準の判断については、団地規模が 10 ヘクタール未満であり、相当数の街区を形成している区域内であるため第 2 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

5番 6番の案件です。(位置図 17~18/36)

5番と6番は関連案件ですので、まとめて説明をいたします。5番の申請地は○○町 ○○○ ○○○○番○306 平方メートルの田です。6番申請地は、おなじく○○○○番○ 135 平方メートルの田です。譲渡人は、いずれも○○町○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。譲受人は、いずれも○○町○○○○番地の○ ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容はいずれも売買。転用の事由は5番が分譲住宅地1区画で、6番が道路となります。

5番の案件については、申請地が○○町地区地区計画区域内であり、分譲住宅の造成が可能であることから、東側の道路を拡幅して宅地造成が行われる開発許可案件です。

6番については、北側に接している道路が狭いことから、地元の要望により、道路が拡幅されることになりますが、

土地を市に寄付されるものではなく、完成後も私道として譲受人が管理されます。

立地基準の判断については、5番6番いずれも水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設（○○小学校と○○○○○園）があることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

7番の案件です。（位置図 21～22/36）

申請地は、○○町 ○○○ ○○○○番○ 256 平方メートルの田です。譲渡人は、先程の案件とおなじく○○町○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。譲受人は、○○ ○丁目○番○○-○○○○号 ○○ ○○さん ○○歳、○○ ○○さん ○○歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は専用住宅となります。

譲受人お二人は、○○ ○○さんの甥夫婦です。申請地は○○町地区地区計画区域内であり、開発許可に該当いたします。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設（○○小学校と○○○○○園）があることから、第 3 種農地となります。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と

8番の案件です。(位置図 23~24/36)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,128 平方
メートルの田です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇
〇〇さん 〇〇歳です。譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地〇
〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因是記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は資材置場と駐車場です。

れしたことと、事業所に近いため駐車場として使うことができるからです。本件は備考欄に記載のとおり開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設（○○小学校と○○○○○園）があることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

9 番の案件です。（位置図 25～26/36）

申請地は、○○町 ○○ ○○○○番○ 249 平方メートルの畠です。譲渡人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。譲受人は、○○町○○○番地○-○○○ ○○ ○○さん ○○歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は分化住宅です。

譲受人は、土地所有者の娘さんの夫となります。また備考欄に記載のとおり開発許可に該当します。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設（○○中学

校と〇〇〇〇〇〇〇〇園) があることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第40号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番、2番と4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました、1番、2番の案件は簡易な倉庫ということで問題はないと考えます。

また、4番の案件ですが売買で〇〇町の地区計画区域内ということで問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、3番については無断転用の是正案件で、スタッフの休憩所等ということで、いたしかたないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、5番、6番と7番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、5番、6番と7番については、○○地区の地区計画区域内ということで問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、8番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、8番については周辺農地にも影響のないことから問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、9番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、9番についてですが、
譲受人は譲渡人の娘婿で、分化住宅のための使用貸借で
す。近隣に畠はありますが、問題はないと考えます。
ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

ただいま説明がありました案件については、9月25日
に現地確認を行い、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

8番の案件ですが、許可が下りる前に重機が搬入されて
いるようなのですが。

○事務局

現地確認の際には、重機はありませんでした。開発案件でございますので、許可が下りてから着工するよう指導いたします。

○●番 ●● ●●委員

この案件の許可書については、重機の搬出を確認後に交付してください。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第41号を議題といたします。書記に議件の朗

読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 41 号 農地の買受適格証明申請の証明ならびに本件に関する農地法 3 条第 1 項の規定による許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 41 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書 6 ページ、位置図は PDF の 36 分の 27 ページからとなります。

これは、裁判所において農地の競売が行われる際に、買受適格証明書の交付を行い、その売却決定後に、農地法第 3 条第 1 項の許可申請が提出された場合において、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をすることについて、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、2 件でございますが、同じ土地について 2 人の申請人から、申請が行われたものです。

土地の所在地は ○○町 ○○ ○○○○番 1,003 平

方メートルの畳です。

なお、この法人につきましては、本年4月1日に設立されたところで、売上等の実績はありませんが、農業に特化した法人として設立されたもので、農業以外の売上見込みはないとのことでございます。

次に、2番の案件の申請人は、草津市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん〇〇歳です。現在の経営面積は、0アールですが、新規就農を目指されております。通作距離は11kmです。

事由は事由欄に記載のとおりで、競売に係る入札期間につきましては、令和7年11月4日から11日までとなっております。

なお、1番の案件ですが、事由欄のところで、「申請地の隣接農地を所有しております、」とありますのは、当該法人の代表者であります○○氏が所有されているものでございまして、参考として記載しているものでございます。

以上の案件につきましては、

農地法第3条第2項第1号から第6号までの各要件に該当しませんので、買受適格証明書の交付および農地法第3条許可申請については、それぞれ許可相当と考えます。

以上で、議第41号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員であります

●● ●● 委員から、確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●● 委員

ただいま説明がありました、1番と2番の案件については競売に係るもので、1番と2番それぞれ畠を耕作されることで遊休農地の解消にもなり特に問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、証明書の交付および競売物件の落札により農地法第3条第1項の許可を与えることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第42号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第42号 賃借料情報の提供をすることについて

以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 42 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

賃借料情報の提供をすることについては、賃借料の額を公表することについて、本委員会の決定を求めるものでございます。

農地法第 52 条の規定に基づき、農地法および農業経営基盤強化促進法により賃借された賃借料を集計し、情報提供します。別紙の「守山市賃借料情報」をご覧ください。

令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までに締結または公告されました 1 反あたりの平均価格を求めたものです。田については各学区に、畠は普通畠と野洲川跡地の特殊畠に分けております。普通畠はデータ数が乏しいため、市内全域を一つの区域としております。また、令和 2 年度に公表した賃借料では、コメの物納として J A の概算金を参考にして組み入れておりましたが、近年の概算金の変動が激しく参考に値しないことから、令和 3 年度より除外しております。

なお、この「賃借料情報」は、平均であり強制力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結をお願いしています。

以上で、議第 42 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案とおり賃借料情報として提供することに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 44 号から第 48 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による

届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 45 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ

いて

8 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 46 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借

解約通知について

6 件の通知です。内容については記載の通りです。

報告第 47 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の該当事案

の報告について

1 件の報告です。内容については記載の通りです。

報告第 48 号 農地変更届出について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

===== 「なし」の声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 50 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 7 年 10 月 24 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

7 番 大島 常弘 委員

8 番 村瀬 伸一郎 委員